公　示　送　達

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示する。

なお､この書類は下記の市町村の後期高齢者医療担当課に保管してあるので、送達を受けるべき者の申出があれば当該市町村の担当課で交付する。

令和８年１１月６日

京都府後期高齢者医療広域連合長　　上村　　崇

記

１　送達する書類

令和８年度後期高齢者医療保険料額決定（変更）通知書

２　送達を受けるべき者の氏名、住所及び保管する市町村

別紙（添付省略、保管する市町村は宇治市役所）

３　この書類を受領されないときは、高齢者の医療の確保に関する法律第１１２条において準用する地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示の日から起算して７日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。